

県南広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年2月15日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360990030	有限会社ヤマフジ	訪問看護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	平成31年2月1日